

令和5年3月1日

荷主団体（各位）

愛知県過積載防止対策連絡会議

愛知県警察本部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路(株)名古屋支社
中部運輸局愛知運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行の防止等について（お願い）

平素は運輸・道路行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の約9割を占め、我が国の産業・経済の発展、災害時の物資輸送に至るまで、国民生活に必要な事業として大きく貢献しているところであります。また、各事業者は運転者不足が深刻な中であっても荷主の皆様のニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力をしております。

トラック運送事業は安全な輸送が責務である一方で、過去には、車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行する「過積載運行」によって横転事故が発生し、多数の死傷者を生じさせた事例がございます。自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」や、道路管理者から通行許可を受けずに高速道路、一般国道等道路法上の道路を一般的制限値を超過して運行する「車両制限令違反」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を引き起こす危険性が高く、死傷者を伴う重大事故の要因や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下を招くなど、環境整備の阻害要因となっております。

このため、道路交通法や道路法等では、過積載運行に関し、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対し、現地での減積等再発防止命令の規定や罰則が定められ、通達により告発も行われます。さらに、国土交通省等におきましても、一斉取締りを行い重量超過等の違法車両の排除の推進や、荷主の皆様に対し再発防止協力要請書を交付するなどして、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しても、過積載運行を含む輸送の安全の低下に直結する法令違反に対する行政処分基準の見直し、強化を図ってきたところです。

過積載運行の防止等は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、運送事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なお一層の過積載運行の排除を進めるためには、荷主の皆様の更なるご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、過積載運行にならない運送の依頼及び適正な取引関係の維持に積極的に取り組んでいただきますよう、会員の皆様へ格別のご配慮を頂くようご指導賜りますとともに、貴会報等に掲載していただくなど、継続的な啓発活動にご協力賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先
（事務局）

名古屋市中川区北江町1丁目1-2
中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当
電話 052-351-5313

令和5年3月1日

貨物自動車運送事業者（各位）

愛知県過積載防止対策連絡会議

愛知県警察本部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路(株)名古屋支社
中部運輸局愛知運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行の防止等について（お願い）

平素は運輸・道路行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の約9割を占め、我が国の産業・経済の発展、災害時の物資輸送に至るまで、国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところであります。また、各事業者は運転者不足が深刻な中であっても荷主の皆様のニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力をしております。

トラック運送事業は安全な輸送が責務である一方で、過去には、車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行する「過積載運行」によって横転事故が発生し、多数の死傷者を生じさせた事例がございます。自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」や、道路管理者から通行許可を受けずに高速道路、一般国道等道路法上の道路を一般的制限値を超過して運行する「車両制限令違反」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を引き起こす危険性が高く、死傷者を伴う重大事故の要因や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下を招くなど、環境整備の阻害要因となっております。

このため、道路交通法や道路法等では、過積載運行に関し、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対し、現地での減積等再発防止命令の規定や罰則が定められ、通達により告発も行われます。さらに、国土交通省等におきましても、一斉取締りを行い重量超過等の違法車両の排除の推進や、荷主の皆様に対し再発防止協力要請書を交付するなどして、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しても、過積載運行を含む輸送の安全の低下に直結する法令違反に対する行政処分基準の見直し、強化を図ってきたところです。

過積載運行の防止等は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、運送事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なお一層の過積載運行の排除を進めるためには、荷主の皆様のさらなるご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、貴殿（社）におかれましても以上のような趣旨を十分にご認識のうえ、荷主との連携を密にして過積載運行の排除に努めていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
（事務局）

名古屋市中川区北江町1丁目1-2
中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当
電話 052-351-5313

過積載

しない
させない
許さない

- 重大事故の原因になります。



- 重大事故を引き起こすと経営に重い負担となります。



過積載運行は・・・

- 車両コスト増大と燃費低下につながります。



- 環境、道路に悪い影響を与えます。



愛知県過積載防止対策連絡会議

◎愛知県 ◎愛知県警察本部 ◎中部地方整備局名古屋国道事務所
◎中日本高速道路株式会社名古屋支社 ◎中部運輸局愛知運輸支局
◎独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行をすると・・・

荷主さん

荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます



- ①過積載車両の運送の要求等の禁止（道路交通法）
警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）
過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。
荷主の主体的な関与が認められる場合、**荷主名が公表**されます。

運送事業者さん

運行管理者の資格取消や事業許可取消に
つながり、社会的信用が失われます



- ①自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）
過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）
車両停止処分（過積割合による）になります。
悪質な場合は、**事業許可の取消、運行管理者の資格取消の処分**もあります。

過積載の程度	初違反	再違反
5割未満	10日車	20日車
5割以上10割未満	20日車	40日車
10割以上	30日車	60日車



運転手さん

違反点数・反則金のほかに、事故を起こすと
民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も

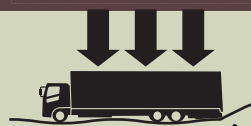
過積載に係る運転者に対する罰則

過積載の程度	大型車等		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

※大型車等は大型、中型、準中型、大型特殊、トロリーバス及び路面電車

道路も車両も 大切なパートナー

特殊車両の適正な通行にご理解を！



わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。

許可無く走ると**法令違反**です。

特殊車両
通行許可制度
について



特車 ハンドブック で 検索

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html



トラック運転者 + 荷主 の皆さんは要チェック！

走行ルールや 特車申請 をご存じですか？



◇特殊車両による事故例

無許可での走行は様々な事故の要因となります

特殊車両の通行制度

～道路を守るためのルール～

一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）の通行には道路管理者の「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認制度回答書」を取得し、**許可値や通行条件を守るよう**お願いします。

荷主のみなさん!

無理なお願いしていませんか?



荷主のみなさん、ご存知でしたか?
「知らなかった」では済まされません!

許可値の超過は、**法令違反(無許可)**です

